

第44回臨時会

# 伊方町議会会議録

平成29年 5月 1日開会

伊方町議会

| 第 4 4 回伊方町議会臨時会会議録                |  |
|-----------------------------------|--|
| 招集年月日                             | 平成 2 9 年 5 月 1 日   |
| 招集の場所                             | 伊方庁舎 4 階議場   |
| 開会（開議）                            | 5 月 1 日 1 0 時 0 0 分宣告  |
| 応招議員                              | 1 番 高月 芳人 2 番 木嶋 英幸 3 番 末光 勝幸 4 番 竹内 一則<br>5 番 清家慎太郎 6 番 福島 大朝 7 番 菊池 隼人 8 番 山本 吉昭<br>9 番 小泉 和也 10 番 中村 敏彦 11 番 吉川 保吉 12 番 阿部 吉馬<br>13 番 吉谷 友一 14 番 菊池 孝平 15 番 中村 明和 16 番 高岸 助利  |
| 不応招議員                             | なし   |
| 出席議員                              | 応招議員に同じ  |
| 欠席議員                              | なし   |
| 本会議に職務のため出席した者の氏名                 | 事務局長 菊池 嘉起 書記 岩村 寿彦 書記 矢野 喜久<br>書記 松下 洋二   |
| 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の氏名 | 町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 爲俊<br>教 育 長 河野 達司 監 査 委 員 欠 席<br>総 務 課 長 鶴久 森 信 吾 総 合 政 策 課 長 橋 本 泰 彦<br>町 民 課 長 中田 克也 保 健 福 祉 課 長 坂 本 明 仁<br>建 設 課 長 寺 谷 哲 也 産 業 課 長 兵 頭 達 也<br>瀬 戸 支 所 長 大 森 貴 浩 三 崎 支 所 長 大 野 信 幸<br>上 下 水 道 課 長 小 野 瀬 博 幸 会 計 管 理 者 黒 田 徳 太 加<br>教育委員会事務局長 大 野 金 能 中 央 公 民 館 長 中 田 信 幸  |
| 町長提出議案の項目                         | 報告第 1 号 町長の専決処分事項報告について<br>議案第 46 号 町長の専決処分事項報告について<br>(平成 28 年度伊方町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) )<br>議案第 47 号 町長の専決処分事項報告について<br>(伊方町税条例の一部を改正する条例制定)<br>議案第 48 号 町長の専決処分事項報告について<br>(伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定)<br>議案第 49 号 町長の専決処分事項報告について<br>(伊方町原子力発電施設等立地地域の指定による固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について)<br>議案第 50 号 町長の専決処分事項報告について<br>(伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定) |

|            |  |
|------------|--|
|            | <p>議案第 51 号 旧佐田岬小学校原子力災害対策施設整備工事（建築工事）請負契約の変更締結について</p> <p>議案第 52 号 監査委員の選任について</p> <p>議案第 53 号 教育長の任命について</p> <p>議案第 54 号 伊方町教育委員会委員の任命について</p>   |
| 議員提出議案の項目  | なし   |
| 委員会提出議案の項目 | <p>議会運営委員会の閉会中の継続調査について</p> <p>原子力発電対策特別委員会の閉会中の継続調査について</p>   |
| その他        | <p>仮議席の指定</p> <p>選挙第 1 号 議長選挙について</p> <p>議席の決定</p> <p>選挙第 2 号 副議長選挙について</p> <p>常任委員会委員の選任について</p> <p>議会運営委員会委員の選任について</p> <p>原子力発電対策特別委員会の設置について</p> <p>選挙第 3 号 八幡浜地区施設事務組合議員の選挙について</p> <p>選挙第 4 号 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議員の選挙について</p> <p>選挙第 5 号 南予水道企業団議会議員の選挙について</p> <p>選挙第 6 号 愛媛県後期高齢者医療広域連合議員の選挙について</p> |
| 議事日程       | <p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p> <p>（会議規則第 21 条）</p>  |
| 会議録署名議員の指名 | <p>議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。</p> <p>（会議規則第 127 条）</p>   |
|            | <p>1 番 高月 芳人 議員</p> <p>2 番 木嶋 英幸 議員</p>  |

## 伊方町議会第44回臨時会議事日程

平成29年5月1日(月)  
午前10時00分開議

### 1 臨時議長紹介

### 1 開会宣告

日程 第 1 仮議席の指定について

〃 第 2 議長選挙について (選挙第1号)

## 伊方町議会第44回臨時会追加議事日程

日程 第 1 町長招集挨拶

〃 第 2 議事日程報告

〃 第 3 会議録署名議員の指名

〃 第 4 議席の決定

〃 第 5 会期の決定

〃 第 6 副議長選挙について (選挙第2号)

〃 第 7 常任委員会委員の選任について

〃 第 8 議会運営委員会委員の選任について

〃 第 9 原子力発電対策特別委員会の設置について

〃 第 10 八幡浜地区施設事務組合議員の選挙について (選挙第3号)

〃 第 11 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議員の選挙について (選挙第4号)

〃 第 12 南予水道企業団議会議員の選挙について (選挙第5号)

〃 第 13 愛媛県後期高齢者医療広域連合議員の選挙について (選挙第6号)

〃 第 14 町長の専決処分事項報告について (報告第1号)

〃 第 15 町長の専決処分事項報告について  
(平成28年度伊方町介護保険特別会計補正予算(第4号))  
(議案第46号)

- 日程 第 16 町長の専決処分事項報告について  
(伊方町税条例の一部を改正する条例制定) (議案第 47 号)
- 〃 第 17 町長の専決処分事項報告について  
(伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定) (議案第 48 号)
- 〃 第 18 町長の専決処分事項報告について  
(伊方町原子力発電施設等立地地域の指定による固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について) (議案第 49 号)
- 〃 第 19 町長の専決処分事項報告について  
(伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定)  
(議案第 50 号)
- 〃 第 20 旧佐田岬小学校原子力災害対策施設整備工事(建築工事)請負契約の変更締結について  
(議案第 51 号)
- 〃 第 21 監査委員の選任について  
(議案第 52 号)
- 〃 第 22 教育長の任命について  
(議案第 53 号)
- 〃 第 23 伊方町教育委員会の任命について  
(議案第 54 号)

### **臨時議長紹介（10時00分）**

○事務局長（菊池嘉起） おはようございます。議会事務局長の菊池でございます。

本臨時会は、一般選挙後におけます、最初の議会でございます。従いまして、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。本日、出席議員の中で、高岸助利議員が年長者でございますので、ご紹介をいたします。

それでは、高岸助利議員、議長席をお願いいたします。

### **開会宣告**

○臨時議長（高岸助利） おはようございます。只今、紹介いただきました、高岸助利でございます。地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくをお願いいたします。これより、伊方町議会第44回臨時会を開会いたします。只今の出席議員は16名全員であります。よって、本会議は成立いたしました。本日の会議を開きます。

### **仮議席の指定**

○臨時議長（高岸助利） 日程第1「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、只今ご着席の議席といたします。

### **議長選挙**

○臨時議長（高岸助利） 日程第2、選挙第1号「議長選挙」を行います。お諮りいたします。議長選挙は、先般の懇談会での協議結果を踏まえ、地方自治法第118条第1項の規定に基づき、投票により行うことにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、選挙は投票により行うことに決定しました。議場の閉鎖を求めます。

只今の出席議員は、16名であります。次に、開票立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、開票立会人に、高月芳人議員及び木嶋英幸議員を指名いたします。後ほど、開票の立会をお願いいたします。投票用紙を書記に配布させます。

配布漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を議会事務局長に点検させます。異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。なお、最多得票者が複数の場合は、地方自治法第118条第1項の規定により、当選人をくじで決定いたします。投票用紙に被選挙人の氏名を記入のうえ、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。只今から投票を行います。

議会事務局長が、議席順に、議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○事務局長（菊池嘉起） それでは、読み上げます。

1 番 高月芳人議員、2 番 木嶋英幸議員、3 番 末光勝幸議員、4 番 竹内一則議員、5 番 清家慎太郎議員、6 番 福島大朝議員、7 番 菊池隼人議員、8 番 山本吉昭議員、9 番 小泉和也議員、10 番 中村敏彦議員、11 番 吉川保吉議員、12 番 阿部吉馬議員、13 番 吉谷友一議員、14 番 菊池孝平議員、15 番 中村明和議員、16 番 高岸助利議員。

○臨時議長（高岸助利） 投票漏れはありますか。

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。高月芳人議員、木嶋英幸議員、開票の立会をお願いいたします。

開票の結果を発表いたします。投票総数 16 票、うち有効投票 16 票、無効投票 0 票、有効投票のうち、山本吉昭議員が 9 票、中村明和議員 7 票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、4 票以上であります。よって、山本吉昭議員が議長に当選されました。議場の閉鎖を解きます。

只今、議長に当選されました山本吉昭議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

山本吉昭議員、あなたが伊方町議会議長に当選されました。直ちに、承諾及び就任のご挨拶を演壇にてお願いいたします。

○新議長（山本吉昭） 只今の議長選挙におきまして、当選をさせていただきました山本でございます。

何分、浅学菲才でありまして、大変名誉に思っております。この議長という職務は大変重く受け止めております。

微力でございますが、伊方町発展のために努力してまいりたいと思いますので、議員各位の皆様におかれましては、ご指導、ご鞭撻をよろしくお願いを申し上げまして、簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。（拍手）

○臨時議長（高岸助利） 以上で、私の臨時議長の職務を終わります。ご協力ありがとうございました。新議長、議長席にお着きください。

#### 町長招集挨拶

○議長（山本吉昭） それでは、さっそく会議を進めてまいります。追加日程第 1

○議員（福島大朝） 議長、ちょっと休憩よろしいですか。

○議長（山本吉昭） 暫時休憩します。

休憩 10 時 24 分

---

再開 10 時 35 分

○議長（山本吉昭） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。それでは、さっそく本会議を進めてまいります。追加日程第1「町長招集挨拶」

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 本日ここに、新しく選ばれました伊方町議会議員の皆様をお迎えし、伊方町議会第44回臨時会を招集いたしましたところ、議員全員のご出席をいただき、開会の運びとなりましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

さて、皆様には、さる4月16日に執行されました、伊方町議会議員選挙におきまして、多くの町民から大きな期待と支持を得て、晴れて当選の栄に浴されました。改めて、心からお祝いとお慶びを申し上げます。

これより、新たな4年間の任期がスタートする訳でございますが、私にとりましても、平成28年10月に就任をいたしまして以来、初めての年度のスタートを切ったばかりでございます。

就任当初から申し上げておりますとおり、町民の融和を基盤といたしまして、伊方町の更なる発展のために、取り組んでまいる所存でございます。皆様には格別のご指導とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、本日提案いたします案件でございますが、条例改正などの専決処分事項報告6件、工事請負契約の変更締結1件、並びに、人事案件3件を提案をさせていただきます。

いずれの案件も細部につきましては、後ほど説明を申し上げますので、ご審議を賜り、ご決定を賜りますようお願いを申し上げ、招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

### 議事日程報告

○議長（山本吉昭） 追加日程第2「議事日程報告」を行います。議事日程は、先の議員懇談会で決定をみており、お手許に配布してあるとおりであります。それに従いまして、議事を進めてまいります。

### 会議録署名議員の指名

○議長（山本吉昭） 追加日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、先の議員懇談会で確認しましたように、議長において、1番 高月芳人議員、2番 木嶋英幸議員を指名いたします。

### 議席の決定

○議長（山本吉昭） 追加日程第4「議席の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指名いたし



ます。

議会事務局長に発表させます。

○事務局長（菊池嘉起） それでは、発表いたします。

1 番 高月芳人議員、2 番 木嶋英幸議員、3 番 末光勝幸議員、4 番 竹内一則議員、5 番 清家慎太郎議員、6 番 福島大朝議員、7 番 菊池隼人議員、8 番 小泉和也議員、9 番 中村敏彦議員、10 番 吉川保吉議員、11 番 阿部吉馬議員、12 番 吉谷友一議員、13 番 菊池孝平議員、14 番 中村明和議員、15 番 高岸助利議員、16 番 山本吉昭議員。以上でございます。

○議長（山本吉昭） 議席は只今のとおりです。よって、今後任期の間、皆様方、合意の議席と決定いたします。なお、先般の懇談会での協議により、席の移動は次回会議からといたします。

### 会期の決定

○議長（山本吉昭） 追加日程第 5 「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、1 日間と決定いたしました。

### 副議長選挙

○議長（山本吉昭） 日程第 6、選挙第 2 号「副議長選挙」を行います。お諮りいたします。

副議長選挙は、先般の懇談会での協議結果を踏まえ、地方自治法第 118 条第 1 項の規定に基づき、投票により行うことにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、選挙は投票により行うことに決定いたしました。議場の閉鎖を求めます。

只今の出席議員は、16 名であります。次に、開票立会人を指名いたします。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、開票立会人に、高月芳人議員及び木嶋英幸議員を指名いたします。

後ほど、開票の立会をお願いいたします。投票用紙を書記に配布させます。配布漏れは、ありませんか。（「なし」の発言あり）配布漏れなしと認めます。投票箱を議会事務局長に点検させます。異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。なお、最多得票者が複数の場合は、地方自治法第 118 条第 1 項の規定により、当選人をくじで決定いたします。投票用紙に被選挙人の氏名を記入のうえ、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。只今から投票を行います。

議会事務局長が、議席順に、議席番号と氏名を読みあげますので、順番に投票をお願いいたします。

○事務局長（菊池嘉起） それでは、読みあげます。1 番 高月芳人議員、2 番 木嶋英幸議員、3 番 末光勝幸議員、4 番 竹内一則議員、5 番 清家慎太郎議員、6 番 福島大朝議員、7 番 菊池隼人議員、8 番 小泉和也議員、9 番 中村敏彦議員、10 番 吉川保吉議員、11 番 阿部吉馬

議員、12番 吉谷友一議員、13番 菊池孝平議員、14番 中村明和議員、15番 高岸助利議員、16番 山本吉昭議員。

○議長（山本吉昭） 投票漏れはありますか。（「なし」の発言あり）投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。高月芳人議員、木嶋英幸議員、開票の立会をお願いします。開票の結果を発表いたします。投票総数 16 票、うち有効投票 16 票、無効投票 0 票、有効投票のうち小泉和也議員 9 票、清家慎太郎議員 7 票、以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は、4 票以上であります。よって、小泉和也議員が副議長に当選されました。議場の閉鎖を解きます。

只今、副議長に当選されました。小泉和也議員が議長におられますので、当選の告知をいたします。小泉和也議員、あなたが伊方町議会副議長に当選されました。直ちに、承諾及び就任のご挨拶を演壇にてお願いいたします。

○副議長（小泉和也） この度、副議長に選任いただき、誠に光栄に思います。議長の補佐役として、一生懸命務めさせていただきますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（山本吉昭） 暫時、休憩いたします。議員各位は、全員協議会室にお集まりください。再開は、呼鈴でお知らせいたします。

休憩 10 時 56 分

---

再開 13 時 00 分

### 常任委員会委員の選任

○議長（山本吉昭） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。追加日程第 7「常任委員会委員の選任」を行います。書記に委員名簿を配布させます。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第 8 条第 4 項の規定により、お手許に配布いたしました名簿のとおり、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、常任委員会委員は、お手許に配布いたしました名簿のとおり、選任することに決定しました。

### 常任委員会 正・副委員長の互選

○議長（山本吉昭） お諮りいたします。常任委員会委員の選任に伴い、委員会条例第 9 条第 2 項の規定に基づき、正・副委員長の互選を行うため、それぞれの常任委員会を開催したいと思います。これにご異議ございませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、只今からそれぞれの常任委員会を開催いたします。なお、それぞれの常任委員会の招集通知は、配布いたしませんので、よろしくお願いいたします。

総務文教常任委員会は、正副議長室へ

産業建設常任委員会は、全員協議会室へ  
生活福祉常任委員会は、議員控室へ移動をお願いします。  
暫時休憩いたします。再開は、呼鈴でお知らせをします。

休憩 13 時 3 分

---

再開 13 時 25 分

○議長（山本吉昭） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。休憩中に、それぞれの常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいましたので、報告いたします。

総務文教常任委員会委員長に竹内一則議員、副委員長に清家慎太郎議員。  
産業建設常任委員会委員長に木嶋英幸議員、副委員長に高月芳人議員。  
生活福祉常任委員会委員長に中村明和議員、副委員長に末光勝幸議員。  
以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

#### 議会運営委員会委員の選任

○議長（山本吉昭） 追加日程第 8、「議会運営委員会委員の選任」を行います。書記に委員名簿を配布させます。お諮りいたします。議会運営委員会の選任につきましては、委員会条例第 8 条第 4 項の規定により、お手許に配布いたしました名簿のとおり、議長において指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員は、お手許に配布いたしました名簿のとおり、選任することに決定いたしました。

#### 議会運営委員会 正・副委員長の互選

○議長（山本吉昭） お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任に伴い、委員会条例第 9 条第 2 項の規定に基づき、正・副委員長の互選を行うため、議会運営委員会を開催したいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、只今から、議会運営委員会を開催いたします。なお、議会運営委員会の招集通知は、配布いたしませんので、よろしくお願いたします。議会運営委員会委員の皆さんは、正副議長室にお集まりください。暫時、休憩いたします。再開は、呼鈴でお知らせいたします。

休憩 13 時 29 分

---

再開 13 時 45 分

○議長（山本吉昭） 休憩に引き続き、会議を再開いたします。休憩中に、議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長に、菊池孝平議員。副委員長に、福島大朝議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

只今、議会運営委員会委員長から、伊方町議会会議規則第 75 条の規定により、次期定例会までの閉会中の間、所管事務のうち、議会の運営に関する事項等について継続調査の申し出がありました。お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。申出書を書記に配布させます。

お諮りいたします。申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることに、ご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることに決定いたしました。

### 原子力発電対策特別委員会の設置について

○議長（山本吉昭） 追加日程第 9「原子力発電対策特別委員会の設置について」を議題といたします。本件につきましては、これまでも原子力発電対策特別委員会を設置しておりまして、原子力発電に関する諸問題等について、調査研究をしてきたところでございます。お諮りいたします。原子力発電の安全性の確保を第一義として、また、原子力発電に関する諸問題について調査研究を行い、必要に応じて関係基幹への意見、要望等を行うため委員会条例第 6 条の規定により、14 名の委員をもって構成する原子力発電特別委員会を設置したいと思えますが、これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、原子力発電対策特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。原子力発電対策特別委員会委員の選任につきまして、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。これより、原子力発電対策特別委員会委員の選任を行います。書記に委員名簿を配布させます。

お諮りいたします。原子力発電対策特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第 8 条第 4 項の規定により、お手許に配布いたしました名簿のとおり、議長において指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、原子力発電対策特別委員会委員は、お手許に配布いたしました名簿のとおり、選任することに決定いたしました。

### 原子力発電対策特別委員会 正・副委員長の互選

原子力発電対策特別委員会委員の選任に伴い、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、正・副委員長の互選を行うため、原子力発電対策特別委員会を開催したいと思えます。これにご

異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、只今から原子力発電対策特別委員会を開催いたします。なお、原子力発電対策特別委員会の招集通知は、配布いたしませんので、よろしく願いいたします。原子力発電対策特別委員会委員の皆さんは全員協議会室にお集まりください。暫時休憩いたします。再開は、呼鈴でお知らせいたします。

休憩 13 時 52 分

---

再開 14 時 24 分

**○議長（山本吉昭）** 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。休憩中に、原子力発電対策特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が、議長の手許にまいりましたので報告をいたします。

原子力発電対策特別委員会委員長に、菊池隼人議員。副委員長に、高月芳人議員。以上のとおり互選された旨の報告がありました。

只今、原子力発電対策特別委員会委員長から、伊方町議会会議規則第 75 条の規定より、次期定例会までの閉会中の間、原子力発電事業に関する事項について、継続調査の申し出がありました。お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。申出書を書記に配布させます。お諮りいたします。申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、原子力発電事業に関する事項について、継続調査をすることにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることに決定いたしました。

### **八幡浜地区施設事務組合議員の選挙**

**○議長（山本吉昭）** 追加日程第 10、選挙第 3 号「八幡浜地区施設事務組合議員の選挙」を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

八幡浜地区施設事務組合議員に、菊池隼人議員、中村明和議員を指名いたします。お諮りいたします。只今、議長において指名いたしました、菊池隼人議員、中村明和議員を当該議員の当選者とする事にご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、只今指名いたしました菊池隼人議員、中村明和議員が八幡浜地区施設事務組

合議員に当選されました。只今、八幡浜地区施設事務組合議員に当選されました議員に、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

### **八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議員の選挙**

○議長（山本吉昭） 追加日程第 11、選挙第 4 号「八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議員の選挙」を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議員に、中村敏彦議員を指名いたします。お諮りいたします。只今、議長において指名いたしました、中村敏彦議員を当該議員の当選者とするにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、只今指名いたしました中村敏彦議員が、八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議員に当選されました。只今、八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議員に当選されました議員に本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

### **南予水道企業団議会議員の選挙**

○議長（山本吉昭） 追加日程第 12、選挙第 5 号「南予水道企業団議会議員の選挙」を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

南予水道企業団議会議員に、中村明和議員、末光勝幸議員を指名いたします。お諮りいたします。只今、議長において指名いたしました、中村明和議員、末光勝幸議員を当該議員の当選者とするにご異議ありませんか。（「なし」発言あり）異議なしと認めます。よって、只今指名いたしました、中村明和議員、末光勝幸議員が南予水道企業団議会議員に当選されました。只今、南予水道企業団議会議員に当選されました議員に、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

### **愛媛県高齢者医療広域連合議員の選挙**

○議長（山本吉昭） 追加日程第 13、選挙第 6 号「愛媛県高齢者医療広域連合議員の選挙」

を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

愛媛県後期高齢者医療広域連合議員に、私、議長の山本吉昭を指名いたします。

お諮りいたします。只今、指名いたしました山本吉昭を当該議員の当選者とするにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、只今指名いたしました、山本吉昭が愛媛県後期高齢者医療広域連合議員に当選いたしました。なお、会議規則第 33 条第 2 項の規定に基づく当選人への告知は、当選人が私でありますので、当選を承諾することで、告知に代えます。

### 報告第 1 号

○議長（山本吉昭） 追加日程第 14「町長の専決処分事項報告について」報告第 1 号を議題といたします。報告内容の説明を求めます。

○副町長（濱松爲俊） 議長

○議長（山本吉昭） 副町長

○副町長（濱松爲俊） 報告第 1 号 町長の専決処分事項報告についてをご報告いたします。本件につきましては、車両損傷事故に関し、和解及び損害賠償の必要が生じ、専決処分を行いましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものであります。和解及び損害賠償の相手方は、伊方町在住の個人で、和解の要旨は、平成 29 年 3 月 10 日午前 9 時頃、伊方町川永田の町道川永田豊之浦線において、地域環境対策作業員の路肩の草刈り作業中に、小石を跳ね、走行中の車両に損害をあたえましたので、その費用に関する和解と損害賠償を行ったものであります。和解した損害賠償の額は、88,678 円であります。以上、報告するものです。なお、こうした事故が起らないよう作業員に対し、厳重注意をおこない安全作業の励行を徹底しているところでございます。今後も重ねて、注意喚起に努めてまいりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○議長（山本吉昭） 報告事項であります。質疑があれば承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第 1 号「町長の専決処分事項報告について」を閉じます。

### 議案第 46 号

○議長（山本吉昭） 追加日程第 15「町長の専決処分事項報告について（平成 28 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）」議案第 46 号を議題といたします。提案理由の説明

を求めます。

○保健福祉課長（坂本明仁） 議長

○議長（山本吉昭） 保健福祉課長

○保健福祉課長（坂本明仁） 議案第 46 号 町長の専決処分事項報告について（平成 28 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 4 号））の提案理由をご説明申し上げます。

このたびの補正予算は、平成 28 年度介護保険特別会計における歳出予算におきまして、既決予算に不足が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、3 月 31 日に町長が専決処分したものでございます。

補正の内容につきまして、補正予算書でご説明申し上げますので、3 頁をご覧ください。

今回、既決予算額に不足が生じた予算科目につきましては、歳出の 9 款 1 項 2 目償還金でございまして、地域支援事業に係る国庫補助金返還金及び県補助金返還金の支払いのため、23 節に不足額 181 万 3 千円を追加計上してございます。

また、歳出予算の追加計上額と同額の 181 万 3 千円を、同じく歳出の 2 款 1 項 5 目、施設介護サービス給付費の 19 節から減額補正をいたしまして、補正予算の追加増減額をプラスマイナス・ゼロとし、補正後の予算総額は、既決予算額である 12 億 4,501 万 1 千円に増減はございません。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、議案第 46 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに異議ありませんか。（「なし」の発言ありませんか。）異議なしと認めます。

よって、議案第 46 号「町長の専決処分事項報告について（平成 28 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）」は、原案のとおり承認されました。

#### 議案第 47 号

○議長（山本吉昭） 追加日程第 16「町長の処分事項報告について（伊方町税条例の一部を改正する条例制定）」議案第 47 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町民課長（中田克也） 議長

○議長（山本吉昭） 町民課長

○町民課長（中田克也） 議案第 47 号 伊方町税条例の一部を改正する条例制定の町長の専決処分事項について、ご報告いたします。

本案は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等が平成 29 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、伊方町税条例の一部を改正する必要性が生じたため、同日、専決処分をしたものでございます。



主な改正点は、固定資産税の特例措置に伴う規定の整備。軽自動車税のグリーン化特例の2年延期に伴う規定の整備であります。

改正内容は、新旧対照表で説明させていただきますので、参考資料、新旧対照表をお開き願います。

1頁の第33条第4項、第6項につきましては、所得割の課税標準に係るもので、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化するものでございます。

2頁をお願いします。第34条の9につきましては、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に係るもので、第33条の改正に伴う所要の規定の整備でございます。

第48条につきましては、法人の町民税の申告納付に関するもので、延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備を行うものでございます。

5頁をお願いします。第50条につきましては、法人の町民税に係る不足額の納付の手続きに関するもので、延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備をするものでございます。

6頁をお願いします。第61条第8項につきましては、震災等により滅失等した償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例について規定するものでござます。

第61条の2につきましては、保育の受け皿整備の促進のため、固定資産税の課税標準を5年間2分の1とするもので、第1項の規定で、家庭的保育事業を、第2項の規定で、居宅訪問型保育事業を、第3項の規定で、事業所内保育事業について、課税標準の特例措置についての規定の整備を行うものでございます。

7頁の第63条の3につきましては、被災市街地復興推進地域に定められた場合に、震災等発生後4年度分に限り、所有者の申出により従前の共用土地に係る税額の按分方法と同様の扱いを受けるための規定の整備でございます。

9頁をお願いします。第74条の2につきましては、震災住宅用地の申告に係るもので、被災市街地復興推進地域に定められた場合に、震災等発生後4年度分に限り特例を適用する常設規定の整備を行うものでございます。

10頁をお願いします。附則の改正でございます。附則第5条につきましては、控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定の整備を行うものでございます。

11頁の、附則第10条の2につきましては、わがまち特例の割合を定める規定について、改正及び新設を行うものでございます。

新設につきましては、第17項で、規定する業務を目的とする特定事業所内保育施設に係る固定資産税について、最長5年間課税標準になるべき価格を2分の1に。

第18項で、緑地保全・緑化推進法人が設置・管理する市民緑地の用に供する土地に係る特例措置の創設により、課税標準を最初の3年間を価格の3分の2にするもので、平成31年3月31日までこの措置を講ずるものでございます。

12頁をお願いします。附則第10条の3につきましては、耐震改修等が行われた認定長期

優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書について規定の整備をするものでございます。

15 頁をお願いします。附則第 16 条の改正につきましては、軽自動車税の種別割の税率の特例に関するもので、軽自動車税のグリーン化特例について適用期限を 2 年延長するものでございます。

16 頁をお願いします。附則第 16 条の 2 につきましては、法規定の新設に併せて新設するもので、軽自動車税の賦課徴収の特例について規定し、24 頁の附則第 6 条にて削除するものでございます。

17 頁の、附則第 16 条の 3 につきましては、上場株式等に係る特定配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定することを明確化するものでございます。

18 頁をお願いします。附則第 17 条の 2 の規定につきましては、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を 3 年間延長するものでございます。

19 頁の、附則第 20 条の 2 につきましては、特例適用配当等に係る所得について、規定の整備をするものでございます。

附則第 20 条の 3 第 4 項につきましては、条約適用配当等に係る所得について、規定の整備をするものでございます。

20 頁をお願いします。同条第 6 項につきましては、第 4 項の改正に伴う所用の規定の整備をするものでございます。

22 頁をお願いします。附則第 5 条による改正でございます。第 6 条につきましては、附則第 16 条、軽自動車税の税率の特例の改正に伴う所要の規定の整備を行うものでございます。

24 頁をお願いします。附則第 6 条による改正でございます。第 2 条の改正につきましては、附則第 16 条の改正に伴う所要の規定の整備を行うものでございます。

なお、この条例は、附則におきまして、施行期日、町民税、固定資産税、軽自動車税に関する経過措置について定めております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（山本吉昭）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、議案第 47 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 47 号「町長の専決処分事項報告について（伊方町税条例の一部を改正する条例制定）」は、原案のとおり承認されました。

## 議案第48号

○議長（山本吉昭） 追加日程第17「町長の専決処分事項報告について（伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定）」議案第48号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町民課長（中田克也） 議長

○議長（山本吉昭） 町民課長

○町民課長（中田克也） 議案第48号 伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定の町長の専決処分事項について、ご報告いたします。

本案は、山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が、平成29年3月31日に公布されたことに伴い、伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため、同日、専決処分をしたものでございます。

今回の改正は、製造業及び旅館業により、新設又は増設した、償却資産等について、当該合計取得額が、資本金の額に応じた額以上のものに適用する固定資産税の特例税率の適用期限を2年間延長し、平成31年3月31日までとするものでございます。

なお、この条例は、附則におきまして、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、議案第48号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第48号「町長の専決処分事項報告について（伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定）」は、原案のとおり承認されました。

## 議案第49号

○議長（山本吉昭） 追加日程第18「町長の専決処分事項報告について（伊方町原子力発電施設等立地地域の指定による固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定）」議案第49号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町民課長（中田克也） 議長

○議長（山本吉昭） 町民課長

○町民課長（中田克也） 議案第49号 伊方町原子力発電施設等立地地域の指定による固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の町長の専決処分事項について、ご報

告いたします。

本案は、山村振興法第 14 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が、平成 29 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、伊方町原子力発電施設等立地地域の指定による固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため、同日、専決処分をしたものでございます。

今回の改正は、製造業及び道路貨物運送業等により、新設又は増設した、償却資産等について、一定の要件を満たすものに適用する固定資産税の特例税率の適用期限を 2 年間延長し、平成 31 年 3 月 31 日までとするものでございます。

なお、この条例は、附則におきまして、平成 29 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 49 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 49 号「町長の専決処分事項報告について（伊方町原子力発電施設等立地地域の指定による固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定）」は、原案の承認されました。

### 議案第 50 号

○議長（山本吉昭） 追加日程第 19「町長の専決処分事項報告について（伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）」議案第 50 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町民課長（中田克也） 議長

○議長（山本吉昭） 町民課長

○町民課長（中田克也） 議案第 50 号 伊方町国民健康税条例の一部を改正する条例制定の町長の専決処分事項について、ご報告いたします。

本案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が、平成 29 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、同日、専決処分をしたものでございます。

改正内容は、新旧対照表により説明させていただきますので、参考資料、新旧対照表をお開き願います。第 21 条の国民健康保険税の減額でございますが、低所得者に係る保険税軽減の拡充をするための見直しでございます。

第 2 号の改正につきましては、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずる金額を 5 千円引き上げ、27 万円とするものでございます。

第3号の改正につきましては、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずる金額を1万円引き上げ、49万円とするものでございます。

なお、この条例は、附則におきまして、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）  
質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第50号「町長の専決処分事項報告について（伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）」は、原案のとおり承認されました。

### 議案第51号

○議長（山本吉昭） 追加日程第20「旧佐田岬小学校原子力災害対策施設整備工事（建築工事）請負契約の変更締結について」議案第51号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務課長（鵜久森伸吾） 議長

○議長（山本吉昭） 総務課長

○総務課長（鵜久森伸吾） 議案第51号 旧佐田岬小学校原子力災害対策施設整備工事（建築工事）請負契約の変更締結について、ご説明いたします。

変更概要についてですが、本事業は鉄筋コンクリート造2階建て、延べ面積1,015.44㎡の旧校舎全体を放射線防護対策を施した施設に改修するもので、防水改修、外壁改修、建具改修、内装改修、及び解体工事施工中であります。事業費を393万円増加変更し、工事の完成を図るものです。

別紙の図面をお願いいたします。この建物は、昭和56年建築であり、機密を高めるためひび割れ補修を見込んで設計していましたが、設計段階で確認できない部分につきましては、ひび割れの詳細調査を実施し、気密性を確保することとしていました。今回、調査が終了し、業務量が確定いたしましたので、変更するものであります。資料、小さくて見えにくく申し訳ございませんが、図面1枚目が変更前、裏面の2枚目が変更後の図面でございます。

添付の図面は、東面、南面のみ付けておりますけれども、調査全ての面で実施しております。

主な、変更内容といたしましては、2枚目の図面で赤色で示しているひび割れ箇所について、ひび割れ補修手動式低圧エポキシ樹脂注入工法45.9mを自動式低圧エポキシ樹脂注入工法132mで、その他当初見込んでいりませんでした。調査の結果ひび割れが大きい箇所等について、Uカットシーリング材充填工法の2.7m、モルタル浮き改修をCPアンカーピン工

法1式、爆裂箇所について、鉄筋防錆処理のうえ、ポリマーセメントモルタル充填工法1式を追加し、気密性の向上を図ることといたしました。

これに伴い事業費といたしましては、設計額1億1,195万2,800円が変更設計額1億1,594万8,800円に契約額1億1,016万円が変更契約額1億1,409万円となり、393万円を増額するものです。

なお、工期につきましては、当初平成29年3月31日完成を予定しておりましたが、年度内完成が見込まれないことから平成29年3月31日に工期の変更契約を締結し、平成29年6月26日完成予定としております。また、契約の相手方は、堀田建設株式会社伊方支店であります。

以上、旧佐田岬小学校原子力災害対策施設整備工事（建築工事）請負契約の変更締結についてご説明させていただきました。

以上、ご審議のうえ、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（菊池孝平） 議長

○議長（山本吉昭） 菊池孝平議員

○議員（菊池孝平） これ見ますと、ひび割れが結構あるみたいなんですけども、耐震構造については、大丈夫なんでしょうか。耐震構造。

○議長（山本吉昭） 総務課長

○総務課長（鶴久森伸吾） 資料を持ち合わせておりませんので、ちょっと休憩をいただけたらと思います。

○議長（山本吉昭） 暫時休憩をします。

休憩 15時00分

---

再開 15時11分

○議長（山本吉昭） 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

○総務課長（鶴久森伸吾） 議長

○議長（山本吉昭） 総務課長

○総務課長（鶴久森伸吾） 失礼いたします。旧佐田岬小学校の耐震についてのご質問でございますけれども、平成18年度に耐震診断を実施しておりまして、耐震基準に適合しているという結果になっておりますので、耐震については問題ございません。以上でございます。

○議長（山本吉昭） よろしいですか。

○議員（菊池孝平） いいよ。

○議長（山本吉昭） その他ございませんか。（「なし」の発言あり）質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、議案第 51 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 51 号「旧佐田岬小学校原子力災害対策施設整備工事（建築工事）請負契約の変更締結について」は、原案のとおり可決されました。

## 議案第 52 号

○議長（山本吉昭） 追加日程第 21「監査委員の選任について」議案第 52 号を議題といたします。議案を書記に配布させます。

吉川保吉議員は、地方自治法第 117 条の規定により、除斥の対象となりますので、退席を求めます。提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 52 号 監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、ご提案申し上げております吉川保吉氏は、合併前の伊方町議会議員に当選 1 回、その後合併により、現在、伊方町議会議員として 4 期目を迎えておられます。

また、新町になってからは、第 5 代伊方町議会議長に就任をされ、ご活躍いただいた経歴もお持ちでございます。このような多年に及ぶ豊富な経験と知識、誠実なお人柄は監査委員として最適任と考え、今回ご提案申し上げた次第でございます。ご同意いただきますようよろしく願いをいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、議案第 52 号「監査委員の選任について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 52 号「監査委員の選任について」は、原案のとおり同意されました。吉川保吉議員の入場を求めます。

告知いたします。只今、議会において吉川保吉議員の監査委員の選任に同意したのでお伝えいたします。ここで、吉川議員の監査委員就任のご挨拶を自席にてお願いいたします。

○議員（吉川保吉） 失礼いたします。只今、監査委員ということで、ご同意をいただきまして誠にありがとうございます。つきましては、誠心誠意その役職を全うしたいと思いますので、どうかよろしく願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（山本吉昭） 暫時休憩をいたします。再開は、呼鈴をもってお知らせいたします。

休憩 15時18分

再開 15時25分

### 議案第53号

○議長（山本吉昭） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

追加日程第22「教育長の任命について」議案第53号を議題といたします。議案を書記に配布させます。

河野達司氏の退席を求めます。提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 議案第53号 教育長の任命について、提案理由をご説明申し上げます。

伊方町教育委員会委員 河野達司氏は、平成29年5月17日をもって任期が満了するので、同氏を教育長に再任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

河野達司氏は、伊方町豊之浦に在住で、年齢は68歳であります。昭和47年3月に仏教大学を卒業されたのち、昭和48年4月に教員として採用され、以降、平成21年3月まで36年間、町内の小学校等で勤務をされております。その間、教頭を5年、学校長として11年間、教職員の指導育成に尽力され、義務教育の現場における管理職としての豊かな経験と、優れた見識をお持ちの方でございます。また、社会教育の分野では、伊方町公民館運営審議会委員などとして活躍をされ、平成25年5月から、伊方町教育長を4年間、勤められましたところでございます。このように教育行政において、幅広い分野で卓越した経歴と見識をお持ちでございますので、教育長として適任であると判断し、ご提案を申し上げた次第でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第53号「教育長の任命について」は、原案のとおり同意されました。河野達司氏の入場を求めます。

告知いたします。只今、議会において、河野達司氏の教育長の任命に同意したのでお伝えいたします。ここで、河野達司氏の教育長再任のご挨拶を演壇にてお願いいたします。

○教育長（河野達司） 議長

○議長（山本吉昭） 河野教育長

○教育長（河野達司） 失礼いたします。議長のお許しをいただきましたので、貴重な時間



をお借りいたしまして、教育長就任に臨んでのご挨拶をさせていただきます。

平成 29 年 5 月 17 日をもって、任期満了となる教育長職につきまして、新制度に基づく次期教育長に高門町長よりご推挙いただき、本日のこの臨時会で、今ほどご同意を賜りました河野でございます。私は、伊方町で生まれ育ち長年に亘って、この地で教育に携わらせていただきました。そして、本町教育の発展を切に願ってまいりました。そのような私にとりまして、引き続き本町の教育行政を預かることは、大変光栄でございますと同時に新制度のもと従来の教育長と教育委員長を兼ねた、新教育長という責任の重さを考えれば、身の引き締まる思いでもあります。

改めまして、以降の教育行政につきましては、第 2 次伊方町総合計画に打ち出されている「ふるさと愛いっぱいの人材が育つまちづくり」、これの実現に向けて、また今年度は特に国体の開催年にあたり盛大に終了することができるように、微力ではございますが、誠心誠意そして全身全霊をかけて与えられた使命を果たしてまいる所存でございます。

議長をはじめ議員の皆さんにおかれましては、今後とも教育行政への変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、就任に臨みましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

#### 議案第 54 号

○議長（山本吉昭） 追加日程第 23「伊方町教育委員会委員の任命について」議案第 54 号を議題といたします。議案を書記に配布させます。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 54 号 伊方町教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

今回ご提案申し上げます、藤川美喜氏は、伊方町川之浜在住で、年齢は 53 歳であります。

昭和 61 年 3 月、愛媛大学教育学部を卒業されたのち、昭和 62 年 4 月に教員として採用をされてから、教職員となり平成元年 3 月まで勤務をされておりました。義務教育の現場における経験と、優れた見識をお持ちの方でございます。また、長年にわたり、学校の外部評価委員としてご活躍をされ、幅広い分野での卓越した経歴と見識をお持ちですので、伊方町教育委員会委員として適任であると判断し、今回ご提案を申し上げた次第でございます。どうぞ、よろしく願いをいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 54 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定する

ことにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 54 号「伊方町教育委員会委員の任命について」は、原案のとおり同意されました。

### 閉会宣告

○議長（山本吉昭） これで、本日の日程はすべて終了いたしました。会議を閉じます。

閉会にあたり、町長から挨拶があります。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会におきましては、全議案の審議が終了しまして、さらに議会構成などにつきましても無事終了をいたしました。誠にありがとうございました。

本日の臨時議会が滞りなく終了いたしましたことに、重ねてお礼を申し上げますとともに、新しく就任をされました正副議長をはじめ、議員各位の今後のご活躍をご祈念申し上げます。閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（山本吉昭） これをもちまして、伊方町議会第44回臨時会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会時間 15時37分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

伊方町臨時議長

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員